

令和 8 年度 事業計画

我が国の総人口は減少する中で、65歳以上人口は約3,621万人（人口推計 令和7年9月1日現在）で前年同月に比べ約3万人減少しましたが、総人口に占める65歳以上人口の割合は約29.4%と過去最高となり、世界でも最高となっています。また、65歳以上の就業者数は21年連続で増加し、930万人と過去最高となり、就業者数に占める65歳以上の就業者の割合も13.7%で主要国の中でも高い水準となりました。

一方、瀬戸市の人口は12万5,437人（令和7年10月1日時点）となっており、近年は緩やかな減少傾向が続いています。また、65歳以上老年人口は3万8,202人で、老年人口割合は30.5%となりました。

こうした諸情勢を踏まえ、元気な高齢者が地域社会の担い手となって活躍するシルバー事業は、今後、ますますその役割を果たすことが求められており、事業拡大を目指し期待に応えていく必要があります。

さて、瀬戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の令和7年度末の会員数は前年度末より微減となり、また、契約金額も前年度末を下回り、さらに、インボイス制度や物価高など運営を圧迫する各種要因により将来に向けての安定的な事業運営が難しくなっています。

こうしたことから、第一に、普及啓発委員会や女性委員会などの各委員会については、機能強化や多様な活動を推進し、会員を中心とするセンターの活性化と会員増に取り組めます。

第二に、シルバー事業の要である安全就業については、事故発生件数ゼロを目標に、安全講習会での安全意識の醸成や安全就業確認パトロールの強化により事故の撲滅を図っていきます。

第三に、就業機会については、会員の多様な就業ニーズに対応できるよう新たな分野を開拓し、一人でも多くの会員に就業提供できる様に取り組めます。

第四に、令和7年度策定の「第2次中期計画」を基に、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業拡大と安定的な事業運営に取り組めます。また、令和8年度から始める新たな契約方式に適応し、令和9年度から変更する新公益法人会計基準の準備をまいります。

最後に、今後も「自主・自立、共働・共助」の基本理念に基づき、センターが活力ある高齢者の地域活動拠点として地域貢献を果たし、地域社会から信頼されるセンターの実現に向け、本事業の推進に努めてまいります。

事業実施計画

(1) 就業機会の確保と提供事業

会員の就業機会の拡充を図るため、公共、一般家庭、事業所のほか市内各種関係団体等に対する就業機会の確保及び開拓に努め、高齢者の多様なニーズに応えることができる高齢者にふさわしい仕事を請負又は委任により引き受け会員に提供する。

(2) 指定管理事業

瀬戸市の公の施設である「瀬戸市高齢者生きがい活動施設」を指定管理業務として運営管理することを通じて会員や利用者の健康増進を図る。

(3) 労働者派遣事業

高齢者の希望する多様な就業形態に対応するため、愛知県シルバー人材センター連合会の瀬戸市事務所として労働者派遣事業を推進し、会員の就業機会の確保・拡充を図る。

(4) 職業紹介事業

高齢者の多様な職業形態の一つとして、高齢者に雇用の機会を提供する職業紹介事業を実施する。

(5) 知識及び技能の向上を目的とした講習の実施事業

会員等の知識及び技能の向上を図るとともに、就業中の安全や自身の健康管理に対する意識を高め、さらには適正な就業を推進するため、会員を対象とした研修や講習会を実施する。

(6) 調査研究及び相談事業

- ① 愛知県シルバー人材センター連合会、尾東地区シルバー人材センター事務連絡協議会等と連携し、各種情報の把握をするとともに、市及び関係団体とも連携を密にして、事業発展拡充のための調査研究を行う。
- ② 入会を希望する高齢者を対象に毎月（２回）入会説明会を開催し、会員数の拡大を図るとともに、会員のための就業相談等を行い、会員の希望や適性を考慮したうえで、会員に対し就業等に関する情報を提供するように努める。
- ③ 新たな就業機会の開拓のため、自主事業の調査研究をする。

(7) 安全・適正就業推進事業

- ① 就業職群別に安全・適正就業講習会を開催し、就業時の安全対策意識の向上と適正就業基準の周知を図り、就業中及び就業途上等の事故防止及び適正就業の推進に努める。
- ② 安全・適正就業委員会を開催し、安全・適正就業対策実施計画の企画、立案とともに、これまでの事故状況を分析し再発防止対策やその他事前の事故防止対策を構築し、講習会等において安全対策の徹底を図る。また、安全就業パトロールを実施し、会員に注意を促す等により安全に対する意識の向上を図る。
- ③ 会員自らが健康管理に努めるよう、健康診断の受診を推奨する。

(8) センター活動等について周知を図る事業

- ① 市広報誌、ホームページ、パンフレット等により、市民、企業の方がセンターの事業への理解を深めるとともに、新規入会希望者や就業機会の拡大を図るため普及啓発に努める。
- ② 普及啓発委員会を開催し、シルバー人材センター事業普及啓発促進月間（毎年10月）におけるPR活動、市主催のイベントにおけるPRコーナーの設置ほか、ボランティア活動への参加など様々な機会を活用して、センターの事業内容を広く市民にPRし、センターに対する信頼と理解を得るための活動を行う。
- ③ 広報委員会を設置し、会報を編集及び発行することにより、会員及び地域住民に対し普及宣伝を行う。

(9) 事業推進体制等

- ① 居住地単位で会員による地域班を設置し、センターと会員間との連絡体制を強化するとともに、会員相互の親睦を図り、地域社会へ貢献する。
- ② 女性委員会を開催し、女性会員の拡大を図るとともに、女性会員の活動推進に努める。
- ③ センターの安定的な運営のため、補助金の確保、受注拡大による自主財源の確保、事務事業の効率化に努める。
- ④ センター運営の中心となる理事会と各種委員会活動との連携を図り、会員の多様なニーズに対応できる理事会活動に努める。また、各種委員会が事業運営へ積極的に参画できるよう努める。